

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）における
飼養衛生管理支援システムの操作方法
及び業務への活用までの課題点

県北家畜保健衛生所 杉山 岳

飼養衛生管理支援システム

農林水産省動物衛生課が主体となり令和6年度から運用開始

【目的】

畜産現場における飼養衛生管理水準の向上、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上のため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、**関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステム構築**

**全国の飼養者情報をサーバー上で管理
⇒防疫対応時の情報共有などに活用**

飼養衛生管理システム群 全体像



1. 共通申請サービス (eMAFF)



飼養衛生管理基準の点検結果
飼養衛生管理基準遵守の確認
病性鑑定等の検査結果
予防的ワクチンの接種状況
農場の基本情報

飼養衛生管理システム群 全体像

令和7年2月～
定期報告書を
AI-OCR対応の様式に変更

様式（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6関係）

定期報告書

西暦 年 月 日

都道府県知事 殿

| | | | |
|------------------------|------|-------|-------------------|
| 経営体ID | | | |
| 農場ID | | | |
| 農場名 ※訂正欄 | | | |
| 住所 | 都道府県 | 市区町村部 | 市区町村部以降 |
| | | | |
| 住所 ※訂正欄 | 都道府県 | 市区町村部 | 市区町村部以降 |
| | | | |
| 電子メール 電子メール ※訂正欄 | | | |
| （電話番号） ※訂正欄 | | | ※ハイフンなし 左詰めで記入 |
| （FAX） ※訂正欄 | | | ※ハイフンなし 左詰めで記入 |
| （FAX） ※訂正欄 | | | ※ハイフンなし 左詰めで記入 |

1. 電子メール

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

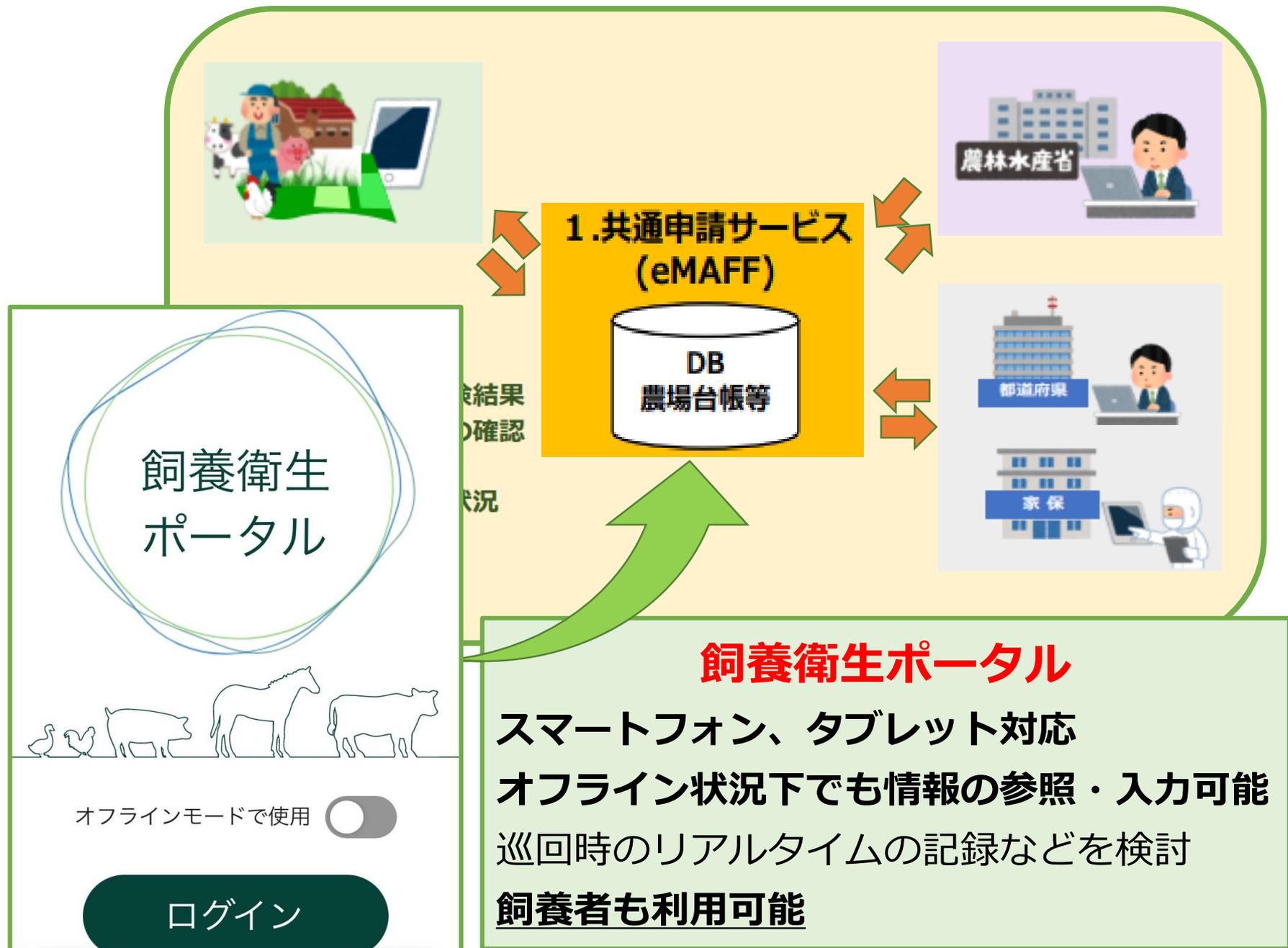


1. 共通申請サービス (eMAFF)



飼養衛生管理基準の点検結果
飼養衛生管理基準遵守の確認
病性鑑定等の検査結果
予防的ワクチンの接種状況
農場の基本情報

飼養衛生管理システム群 全体像



システム活用に向けた課題点

①システムの普及

②システムの操作

③システムの機能

システム活用に向けた課題点

① システムの普及

② システムの操作

③ システムの機能

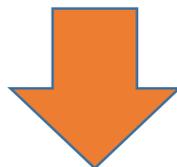
① システムの普及

前提：登録・申請は飼養者が行う

⇒ **アカウント取得を依頼**
(リーフレット、巡回時説明)

⇒ **アカウント取得10件のみ (1.5%)**

- ・ **本人確認に係る各種手続き**
(マイナンバー、印鑑証明など)
- ・ **システムに対する理解△**
(飼養者が高齢)
- ・ **インターネット環境不十分**
⇒ **飼養者のシステム利用率が低い**



ほとんどの登録・申請を家保で代行

R7.2月の報告から 家畜を飼養する皆さまへ 別紙

定期の報告等(※)の手続きが電子化されます

電子化に伴い
eMAFF IDの取得が必要です
eMAFF ID取得の手続きを
お願いいたします

【eMAFF ID取得の流れは裏面又は右のQRコードへ】

電子化によるメリット

- ◆ インターネット環境があればどこからでも提出できるようになります
インターネットに接続できる端末 (パソコン、スマホ等) があれば自宅や農場から提出ができ、市役所や家保等の窓口への提出や郵送が不要になります。
オフライン環境でも報告書の作成ができます。
※これまでどおり紙での報告も受け付けます。
- ◆ 過去の履歴を引用して報告書の作成ができるようになります
電子化後は提出されたデータが保存されるようになるので、履歴を引用することで報告書の入力や書類添付の手間が省けます。
- ◆ 報告したデータに基づき、それぞれの農場にあった飼養衛生管理等の指導が受けられるようになります

スマホ向け

手続きの電子化にあたってアプリ開発も行っています
アプリを利用すると

- 飼養衛生管理基準をチェックする際に、写真や図、説明文 わかりやすい 参照できる
- 前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、遵守状況の変化が目に見える

R6.4月から開始

eMAFF

アプリ

飼養衛生管理
支援システム

(※)令和6年度から電子化される手続きは
令和7年2月の定期の報告 (全家畜の所有者) のほかに
・ 令和6年10月から家きんの一斉点検 (家きんの所有者)
・ 令和7年5月から豚等の一斉点検 (豚等の所有者) 等が対象になります

eMAFFに関するお問合せ先はこちら <https://e.maff.go.jp/Inquiry> 裏面もご確認ください

システム活用に向けた課題点

① システムの普及

② システムの操作

③ システムの機能

② システムの操作

経営体
登録

農場台帳
登録

自己点検
(家きん)

②システムの操作

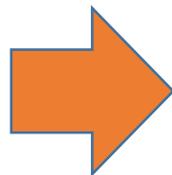
経営体
登録

農場台帳
登録

自己点検
(家きん)

県北家保管轄農場数 (概数)

| | | | |
|-------|-------------------|---|---------------|
| 牛 | : 400件 | } | 合計680件 |
| 家きん | : 150件 (小規模含む) | | |
| 豚 | : 60件 | | |
| 馬・その他 | : 70件 | | |



代理登録作業は数日～数週間
⇒他業務を圧迫

②システムの操作

経営体
登録

農場台帳
登録

自己点検
(家きん)

経営体登録 (アカウント登録)
経営体：農場を経営する法人
家畜を飼養する個人

システムに必須項目 (11) を入力→保存

情報入力にかかる時間
牛400件：約30時間
家きん150件：約12時間

経営体情報詳細

キャンセル

eMAFF種別

eMAFF未活性

法人・個人事業主

法人

法人番号 必須

数字13文字で入力してください。

法人名/屋号 必須

150文字以内で入力してください。

法人名/屋号カナ 必須

カタカナ150文字以内で入力してください。

郵便番号 必須

数字7文字で入力してください。

都道府県 必須

市区町村 必須

64文字以内で入力してください。(例) 〇〇市

町名番地、ビル名等 必須

300文字以内で入力してください。(例) 〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

代表者氏名 必須

129文字以内で入力してください。

代表者氏名カナ 必須

カタカナ129文字以内で入力してください。

代表者性別 必須

代表者生年月日

電話番号（代表） 必須

数字11文字以内で入力してください。

FAX番号（代表）

数字11文字以内で入力してください。

メールアドレス（代表）

メール形式で80文字以内で入力してください。

業種

備考(審査者欄)

②システムの操作

経営体
登録

農場台帳
登録

自己点検
(家きん)

農場台帳登録

昨年度の定期報告書の内容を元に代理登録

- ◎ **1件ずつ登録** : システムに必要情報入力 ⇒申請
- ◎ **一括登録** : Excel上に必要情報入力
→システムにアップロード
→**入力データ反映** ⇒申請
- ・ **台帳削除** : システム開発者のみ削除可能⇒要調整

農場台帳登録

1件ずつ登録

基本情報

申請年度

2024

文書番号

0006402905

提出先（地域レベル） 必須

県内地域

農場基本情報

都道府県独自農場ID

管轄家保 必須

茨城県県北家畜保健衛生所

畜種（詳細）

採卵鶏

●農場住所

農場名 必須

品種

飼養頭羽数

308

乳用雌牛育成牛頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）成牛（肥育後期の牛）頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）育成牛頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）成牛（肥育後期の牛）頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）育成牛頭数

肉用繁殖牛成牛（雄）頭数

肉用繁殖牛育成牛頭数

繁殖豚雄豚頭数

繁殖豚育成豚頭数

子豚頭数

採卵鶏育成鶏羽数

0

経営形態

乳用雌牛成牛頭数

乳用雌牛子牛頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）肥育前期の牛頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）子牛頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）肥育前期の牛頭数

肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）子牛頭数

肉用繁殖牛成牛（雌）頭数

肉用繁殖牛子牛頭数

繁殖豚母豚頭数

肥育豚（子豚を除く。）頭数

採卵鶏成鶏羽数

308

肉用鶏羽数

農場台帳登録

一括登録

行追加

行削除

農場IDクリア

※農場台帳の情報を追加する場合、対象の経営体IDを持つ行を選択して「行追加」ボタンを押下してください。
選択した経営体IDを持つ行が追加されます。

※農場台帳の情報を削除する場合、対象行を選択して「行削除」ボタンを押下してください。

| 文書番号 | 紐づけID | 経営体ID | グループID | 申請区分 | 申請年度 | 業種 | 制度 | 手続 | 申請年月日 | 最新ステータス | 地域レベル | 地域名 | 法人番号 | 法人名/屋号 | 法人名/屋号カナ | 郵便番号 |
|-----------|-----------|-----------------|----------------|--|----------------------------------|-------------------------------|------------------------------|--|----------------------------------|------------------------------|----------------|----------------|------------|-------------|-------------------|--------------|
| 農場ID (表示) | 都道府県 (表示) | 都道府県 (表示) : コード | 家畜保健衛生所 (表示) | 家畜保健衛生所 (表示) : コード | 畜種 (表示) | 畜種 (表示) : コード | 都道府県独自農場ID | 管轄都道府県 | 管轄都道府県 : コード | 管轄家保 | 管轄家保 : コード | 畜種 | 畜種 : コード | 畜種 (詳細) | 畜種 (詳細) : コード | 報告年月日 |
| 農場名 | 農場郵便番号 | 農場住所都道府県 | 農場住所都道府県 : コード | 農場住所市区町村郡 | 農場住所市区町村郡 : コード | 農場住所丁目番地等 | 農場電子メール | 農場電話番号 | 農場FAX番号 | 緊急連絡先 | 家畜所有者情報 ユーザーID | 家畜所有者氏名 | 家畜所有者郵便番号 | 家畜所有者住所都道府県 | 家畜所有者住所都道府県 : コード | 家畜所有者住所市区町村郡 |
| 飼養頭羽数 | 乳用雌牛成牛頭数 | 乳用雌牛育成牛頭数 | 乳用雌牛子牛頭数 | 肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。) 成牛 (肥育後期の牛) 頭数 | 肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。) 肥育前期の牛頭数 | 肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。) 育成牛頭数 | 肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。) 子牛頭数 | 肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。) 成牛 (肥育後期の牛) 頭数 | 肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。) 肥育前期の牛頭数 | 肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。) 子牛頭数 | 肉用繁殖牛成牛 (雄) 頭数 | 肉用繁殖牛成牛 (雌) 頭数 | 肉用繁殖牛育成牛頭数 | 肉用繁殖牛子牛頭数 | 繁殖豚雄豚頭数 | |
| 繁殖豚母豚頭数 | 繁殖豚育成豚頭数 | 肥育豚 (子豚を除く。) 頭数 | 子豚頭数 | 採卵鶏成鶏羽数 | 採卵鶏育成鶏羽数 | 肉用鶏羽数 | 馬頭数 | 水牛頭数 | 鹿頭数 | めん羊頭数 | 山羊頭数 | いのしし頭数 | あひる羽数 | うずら羽数 | きじ羽数 | だちょう羽数 |

農場台帳登録

一括登録

行追加

行削除

農場IDクリア

※農場台帳の情報を追加する場合、対象の経営体IDを持つ行を選択して「行追加」ボタンを押下してください。
選択した経営体IDを持つ行が追加されます。
※農場台帳の情報を削除する場合、対象行を選択して「行削除」ボタンを押下してください。

| 文書番号 | 紐づけID | 経営体ID | グループID | 申請区分 | 申請年度 | 業種 | 制度 | 手続 | 申請年月日 | 最新ステータス | 地域レベル | 地域名 | 法人番号 | 法人名/屋号 | 法人名/屋号カナ | 郵便番号 |
|-----------|----------|-----------------|--------|---------|----------|-------|-----|------|-------|---------|-------|--------|-------|--------|----------|------------|
| 農場ID (表示) | | | | | | | | | | | | | | | | 報告年月日 |
| 農場名 | | | | | | | | | | | | | | | | 畜所有者住所市町村郡 |
| 飼養頭羽数 | | | | | | | | | | | | | | | | 繁殖雄豚頭数 |
| 繁殖豚母豚頭数 | 繁殖豚育成豚頭数 | 肥育豚 (子豚を除く。) 頭数 | 子豚頭数 | 採卵鶏成鶏羽数 | 採卵鶏育成鶏羽数 | 肉用鶏羽数 | 馬頭数 | 水牛頭数 | 鹿頭数 | めん羊頭数 | 山羊頭数 | いのしし頭数 | あひる羽数 | うずら羽数 | きじ羽数 | だちょう羽数 |

◎ **初回登録時（大量に登録）には有用**

・ **経営体情報取り込みには時間がかかる**
（最大23時間Excel使用不可）

・ 「申請」は1件ずつ

家さん150件：約10時間

経営体登録＋農場台帳登録⇒全農場登録に80時間以上

② システムの操作

経営体
登録

農場台帳
登録

自己点検
(家きん)

自己点検（家きん）の申請

- ・ システム上で申請（飼養者）
- ・ 紙で受領した申請を代理申請（家保）

② システムの操作

経営体
登録

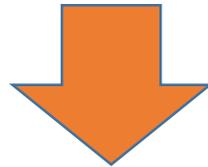
農場台帳
登録

自己点検
(家きん)

自己点検（家きん）の申請

- ・ システム上で申請（飼養者）

◎ 紙で受領した申請を代理申請（家保）



1件ずつ申請（一括登録不可）

自己点検（家きん）

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況（3）鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

回答 **必須**

- はい いいえ

前回の点検結果

- はい いいえ

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

回答 **必須**

- はい いいえ

前回の点検結果

- はい いいえ

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

回答 **必須**

- 該当しない はい いいえ

前回の点検結果

- 該当しない はい いいえ

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

回答 **必須**

- はい いいえ

前回の点検結果

- はい いいえ

21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用

回答 **必須**

- はい いいえ

前回の点検結果

- はい いいえ

24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

回答 **必須**

- はい いいえ

前回の点検結果

- はい いいえ

26 ねずみ及び害虫の駆除

回答 **必須**

- はい いいえ

前回の点検結果

- はい いいえ

システム活用に向けた課題点

① システムの普及

② システムの操作

③ システムの機能

③ システムの機能

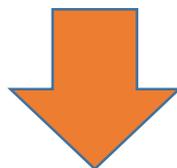
家保で代理登録した農場：登録した家保のみ閲覧可能



県内他家保で登録された農場は閲覧不可

③ システムの機能

家保で代理登録した農場：登録した家保のみ閲覧可能



県内他家保で登録された農場は閲覧不可

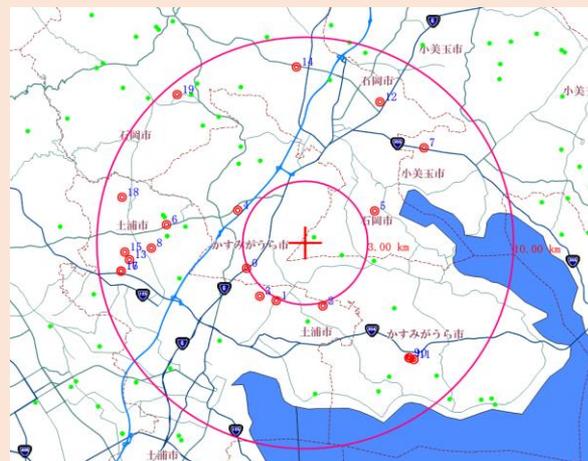
高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）疑い事例

- ・ 周辺農場
- ・ 消毒ポイント
- ・ 関連施設 など

必要情報の出力が不可



緊急時迅速対応？



③ システムの機能

家保で代理登録した

県内他家保

畜産農家情報 診療獣医師等の情報
更新日 2024年07月12日 11時41分

<農家情報>
家保名 県南家畜保健衛生所
農家コード 0830014
報告者氏名 茨城県畜産センター
報告者(管理者) ふりがな いばらきけんちくさんせんたー
報告者郵便番号 315-0132
連絡先住所 石岡市根小屋1234
電話番号1 0299-43-3333 電話番号2
FAX番号 0299-43-6392
メールアドレス chikuse@pref.ibaraki.lg.jp
追加 削除

飼養衛生氏名
管理者 ふりがな
飼養衛生郵便番号
管理者住所
連絡先電話番号1
FAX番号
メールアドレス
追加 削除

営業形態
備考 R6:農場平面図添付あり

配信区分 メール FAX

<農場情報>
農場選択 農場1:茨城県畜産センター
基本情報 遵守状況(農家) 遵守状況(家保) 埋却用地の確保状況 畜舎配置地図
立入検査日 畜種 年度 R6 前年度コピー
項番選択 項番1
遵守項目 (01/15)
I 家畜防疫に関する基本事項
1 家畜の所有者の責務
①関係法令を遵守している。 はい いいえ
内容を理解している関係法令：
 家畜伝染病予防法 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 獣医師法
 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 水質汚濁防止法
 悪臭防止法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 牛海綿状脳症対策特別措置法
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 化製場等に関する法律
②農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 はい いいえ
協力者： 地域の他の家畜の所有者(飼養衛生管理者) 市町村 地域自治体防衛団体
 その他
③(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合)飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。 はい いいえ 該当なし
連絡体制： 携帯電話 事務所電話 メール FAX
 その他

登録 閉じる

定期報告などの情報
現行防疫マップ(県)
+飼養衛生管理支援システム

登録作業の負担大

システム活用に向けた課題点（まとめ）

①システムの普及

- 基本方針：申請は飼養者自身

⇒飼養者のインターネット環境・運用が不十分

システム運用に対する理解は極めて低い

巡回時に操作方法を説明、飼養衛生ポータル^oの活用

②システムの操作

- 経営体登録+農場台帳登録⇒全農場登録に80時間以上

- 自己点検（家きん）代理申請⇒10時間/月（自己点検期間中）

- 農場台帳の削除は国の開発者しか権限がない⇒廃業農場の処理が煩雑となる

- 「申請」は1件ずつしかできない（飼養者が行うことが前提）

課員で分担して負担減、AI-OCRの効果的な活用

システム操作マニュアルの作成

農林水産省共通申請サービス
(eMAFF)
使用マニュアル
～農場登録編～

令和6年12月
県北家保 杉山作成

農林水産省共通申請サービス
(eMAFF)
使用マニュアル
～自己点検（家きん）編～

令和6年12月
県北家保 杉山作成

農場登録編
（経営体登録～農場台帳登録）

自己点検（家きん）編

システム活用に向けた課題点（まとめ）

③システムの機能

- 家保で代理登録した農場→登録した家保のみ閲覧可能
⇒**県内他家保で登録された農場は閲覧不可**
⇒**伝染病発生時などの迅速な対応に支障**

**農場情報：国の防疫マップに応用予定
（令和7年4月～運用開始）**



課題改善？

**現行防疫マップ（県）と合わせて登録継続
今後も農水省・開発者との調整が必要**